

2総防管第2012号

令和2年9月17日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

9月19日以降における催物の開催制限等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年8月24日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」において、9月1日以降の催物開催については、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていましたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、国から9月19日以降の催物開催の方針について、別添のとおり通知がありました。

都としても、9月19日以降の催物開催については、国の方針と同様の取扱いといたします。

各区市町村におかれましては、住民、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、別添の取扱いに変更があり得ることにも御留意ください。

なお、12月以降の取扱いについては、別途通知いたします。